

## コネクティッドサービス セカンダリードライバー利用規約

コネクティッドサービス セカンダリードライバー利用規約(以下「本規約」といいます。)は、マツダ株式会社(以下「当社」といいます。)との間で当社が提供する自動車向け情報通信サービス「コネクティッドサービス」(以下「コネクティッドサービス」といいます。)の利用に関する契約を締結したお客様(以下「ユーザー」といいます。)より許諾を受けて本サービスの全部または一部を利用する場合の利用条件及び利用上の注意事項等を定めるものです。

### 第1条(本規約の適用)

本規約は、ユーザーより許諾を受けて本サービスの全部または一部を利用する全てのお客様(以下「セカンダリードライバー」といいます。)に対して適用されます。セカンダリードライバーは、MyMazda アプリ利用規約、コネクティッドサービス利用規約及び本規約の定めを遵守して本サービスを利用するものとします。

### 第2条(定義)

本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「車載機」とは、当社の車両に装着されたコネクティビティシステム「マツダコネクト」をいいます。
- (2) 「車載通信機」とは、自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。
- (3) 「端末」とは、コネクティッドサービスに対応する携帯電話または当社所定の情報通信端末で、セカンダリードライバーが所有または管理するものをいいます。
- (4) 「利用車両」とは、車載機及び車載通信機が搭載されたコネクティッドサービスの利用対象となる車両であり、ユーザーが所有または管理するものをいいます。
- (5) 「コネクティッドサービス」とは、利用車両に搭載された車載通信機を通じて、当社がユーザーに提供する各種サービス・コンテンツの総体をいいます。
- (6) 「本サービス」とは、コネクティッドサービスのうち、セカンダリードライバーがユーザーより許諾を受けることにより利用可能な所定のサービス・コンテンツの総体をいいます。
- (7) 「第三者サービス事業者」とは、車載機または車載通信機を利用して、コネクティッドサービス以外のサービスをセカンダリードライバーに提供する事業者(本号及び次号でいう「サービス」とは、コネクティッドサービスを含む当社が提供するサービスとは別のサービスを指します。)をいいます。
- (8) 「第三者サービス」とは、第三者サービス事業者がセカンダリードライバーに提供するコネクティッドサービス以外のサービスをいいます。
- (9) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することがで

き、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず。)をいいます。

(10)「サービス利用情報」とは、本サービスの利用情報(端末の位置情報・サービスの操作履歴を含みますが、これらに限られません。)をいいます。

(11)「車両状態情報」とは、利用車両の状態に関する情報(利用車両の位置情報・走行距離情報・警告等表示情報・車速・エンジン回転数を含みますが、これらに限りません。)をいいます。

### 第3条(本規約の変更)

1. 当社は、民法第548条の4の規定に基づいて、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項についてセカンダリドライバーの同意があったものとみなし、個別にセカンダリドライバーの同意を得ることなく、本サービスの利用に関する契約の内容を変更することができるものとします。ただし、法令上セカンダリドライバーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法でセカンダリドライバーの同意を得るものとします。

(1) 本規約の変更が、セカンダリドライバーの一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、契約目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項により本規約の内容を変更する場合、セカンダリドライバーに対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。

3. 前項の周知は、当該効力発生時期の7日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト([https://www.mazda.co.jp/owner\\_support/connected/terms/](https://www.mazda.co.jp/owner_support/connected/terms/))に掲載することにより行うものとします。

### 第4条(本サービスを利用できる者の範囲)

1. 本サービスは、ユーザーより本サービスの全部または一部の利用許諾を受けたセカンダリドライバーのみ利用することができます。

2. セカンダリドライバーは、第三者に対して、本サービスの全部または一部の利用を再許諾することはできないものとします。

3. セカンダリドライバー以外の第三者が、セカンダリドライバーに無断で本サービスの全部または一部を利用したとしても、当社は、当該利用に関し、一切責任を負いません。

### 第5条(本サービスの利用可能範囲)

セカンダリドライバーは、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツについてのみ利用することができます。

#### 第 6 条(端末の用意)

セカンダリドライバーは、コネクティッドサービスを利用しようとする場合には、その利用に必要な端末および通信回線を、自己の責任と負担において用意するものとします。

#### 第 7 条(本サービスの利用方法)

セカンダリドライバーは、ユーザーが所有または管理する利用車両に搭載された車載機及び車載通信機(以下「車載機等」といいます。)並びに端末を通じて、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツを利用できます。

#### 第 8 条(変更の届出)

1. セカンダリドライバーは、氏名、住所、電話番号、その他当社への届出内容に変更があった場合には、当社に対し速やかに所定の変更届出を行うものとします。
2. セカンダリドライバーが前項の届出を怠ったことにより自ら不利益を被った場合であっても、当社は一切責任を負いません。

#### 第 9 条(本サービスの終了)

当社とユーザーとの間のコネクティッドサービスの利用に関する契約が終了した場合には、当然に本サービスの提供も終了するものとします。

#### 第 10 条(本サービスのサービス提供の一時的な中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、セカンダリドライバーへ事前に通知することなく、本サービスのサービス提供を一時的に中断することがあります。

- (1) コネクティッドサービスのシステム保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災、公衆衛生上の問題により、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより、コネクティッドサービスのサービス提供ができなくなった場合
- (5) 通信サービスが停止された場合
- (6) 車載機等の使用環境その他の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他、運用上または技術上、当社が本サービスのサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合

#### 第 11 条(損害賠償)

1. セカンダリドライバーが本規約に反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該セカンダリドライバーに対して損害賠償を請求すること

ができるものとします。

2. 当社を免責する規定にもかかわらず、消費者契約法その他の適用法令に基づいて、当社の責めに帰すべき事由により、当社がセカンダリードライバーの被った損害について損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、セカンダリードライバーに現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害を上限とするものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。

## 第 12 条(免責)

1. 当社は、本サービスの通信方式の全部または一部が廃止または変更されることに伴い、本サービスのサービス提供を終了することがあります。この場合、当社は何らの義務も責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの有用性及び正確性について如何なる保証もせず、本サービスの遅延または中断などによりセカンダリードライバーが被った損害について一切責任を負いません。
3. セカンダリードライバーが本サービスの利用によってユーザーまたは第三者に対して損害を与えた場合、セカンダリードライバーは自己の責任と負担において解決し、当社には一切の迷惑をかけないものとします。
4. 次の各号の場合には本サービスの全部または一部が利用できず、それによりセカンダリードライバーが被った損害について、それが当社の故意または重過失により生じた場合を除き、当社は一切責任を負いません。
  - (1) セカンダリードライバーの届け出た情報の内容に誤りのある場合、またはセカンダリードライバーが第 8 条の変更届出を怠っている場合
  - (2) 車載機等が正しく設置もしくは接続されていない場合、または故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合、またはこれらの組み合わせにおいて不適合である場合、もしくは本サービスの利用に障害となるような機能設定をしている場合
  - (3) 車載機等の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
  - (4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下等、車載機等に電力が正常に供給されていない場合
  - (5) 車載機等の電源が入っていない場合
5. 第三者サービス事業者が、セカンダリードライバーに対して第三者サービスを提供する場合、第三者サービス内容及び利用条件等は、第三者サービス事業者が別に定めるところによるものとし、セカンダリードライバーは、次の各号に定める事項に同意します。
  - (1) セカンダリードライバーが第三者サービスを利用する場合、当該第三者サービスに関する契約は、セカンダリードライバーと当該第三者サービス事業者との間で直接成立するものであり、当社は、当該第三者サービスに関する契約の当事者とはならず、第三者サ

ービスについて一切責任を負いません。

- (2) 当社は、第三者サービスについて、動作保証及び品質保証その他一切の責任を負うものではなく、第三者サービスまたはその利用によりセカンダリドライバーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。
- (3) 第三者サービス事業者の判断により、セカンダリドライバーへの通知なく、第三者サービスが制限され、または利用できなくなることもあり、当該制限または利用不能によりセカンダリドライバーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。
- (4) セカンダリドライバーは、第三者サービス事業者との間で紛争が生じた場合、発生した一切の紛争を自己の責任と負担において、セカンダリドライバーと当該第三者サービス事業者の間で解決するものとします。

#### 第 13 条 (本サービスの適法な私的利用以外の利用禁止など)

1. セカンダリドライバーは、本サービスで伝達する情報に、著作権その他の知的財産権で保護されるものが含まれることを認識したうえで、著作権者その他知的財産権の権利者(以下「著作権者等」といいます。)の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手した、知的財産権で保護されるいかなる情報(以下「知財情報」といいます。)も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によってもセカンダリドライバー個人の私的利用以外の目的で利用することはできないものとします。
2. セカンダリドライバーは、著作権者等の承諾を得ることなく、本サービスを通じて入手したいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者へ使用させ、または公開することはできないものとします。
3. セカンダリドライバーは、著作権者等の承諾を得ることなく、その知的財産権を侵害する態様で営業活動または営利もしくはその準備を目的として本サービスを利用することができないものとします。
4. セカンダリドライバーは、法令または公序良俗に反して本サービスの全部または一部を利用することはできないものとします。

#### 第 14 条 (統計データの利用)

1. 当社は、セカンダリドライバーが本サービスの全部または一部を利用することにより当社が取得したサービス利用情報、車両状態情報(位置情報を含みます。)等の情報について、個人を特定できない形式で統計としての処理を行ったものを、本サービス及び当社が提供または販売する他の商品・サービスにおいて利用し、または第三者に提供または販売することができるものとします。
2. セカンダリドライバーは、前項に基づき当社が統計データを利用することについて承諾するものとします。

#### 第 15 条(個人情報等の取扱い)

当社は、当社が取得したセカンダリドライバーの個人情報、サービス利用情報及び利用車両の車両状態情報(以下、併せて「個人情報等」といいます。)を、本規約及び個人情報の保護に関する法律その他法令に基づき、適切に取り扱うものとします。

#### 第 16 条(個人情報等の利用目的)

当社は、セカンダリドライバーが本サービスの全部または一部を利用することにより当社が取得したセカンダリドライバーの個人情報等を、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。

- (1) セカンダリドライバーへのお知らせ等の発送・発信
- (2) 本サービスの提供
- (3) セカンダリドライバーまたは第三者への車両状態情報の統計処理・分析を通じた情報提供サービス(交通情報など)
- (4) 当社等が取り扱う商品及び提供する各種サービスに関する企画、開発、宣伝、販売・サービス活動、品質向上、リコールへの対応
- (5) 当社等の商品・サービス企画、開発、お客様満足度向上策検討に必要なアンケート調査の実施
- (6) セカンダリドライバーからの各種お問い合わせへの対応
- (7) オペレーターサービスで受け付けたマツダ販売店に対するお問い合わせ等のマツダ販売店への報告
- (8) その他個人情報等の取得時に明示した目的

#### 第 17 条(匿名加工情報の提供)

当社は、取得した個人情報等を、それ自体では特定の個人が識別できないよう加工したうえで、第三者に提供する場合があり、セカンダリドライバーはこれに同意します。この場合、当社は、当該情報を提供する第三者に対して、特定の個人の識別につながる行為を禁止するなどの安全管理措置を講ずるものとします。

#### 第 18 条(位置情報等の共有)

セカンダリドライバーは、本サービスのうち、ユーザーより許諾を受けた範囲内のサービス・コンテンツを利用する間、利用車両のイグニッションをオフにした際の位置情報がユーザー及び他のセカンダリドライバーに共有されることを承諾するものとします。

#### 第 19 条(反社会的勢力の排除)

1. セカンダリドライバーは、自己が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたはこれらの者と密接な交友関

係のある者(以下「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

2. セカンダリドライバーは、自ら若しくは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを保証するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 本サービスの利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。)をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為

#### 第 20 条(準拠法・裁判管轄)

1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。
2. セカンダリドライバーと当社との間で本規約または本サービスに関して生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026 年 6 月 17 日改訂